

役員等の報酬等支給の基準

第1条 (目的)

本基準は、社会福祉法人林檎の木の業務に従事する役員等の報酬等について必要な事項を定めるものである。

第2条 (定義)

本基準において、役員等とは、法人の理事、監事（以下、理事と監事を合わせて「役員」という）、評議員及び評議員選任・解任委員をいう。

第3条 (報酬等)

役員等の報酬等については、役員等の地位にあることのみによっては、支給しない。また、本法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない

2 継続かつ定期的に就業する役員等の報酬等の額は、個人の役割、職務内容を総合的に勘案・評価し、理事会にて決定し、支給する。別途賞与の支給は行わない。

3 前項に該当しない役員等が理事会、評議員会等に出席したときは、次のとおり日当を支給する。その他の法人業務に携わった時の日当は必要に応じて理事会で決定するものとするが、下記表に規定する各年度の総額の範囲を超えないように支給する。

(1) 役員 の理事会への出席 1月当たり30,000円 以内

(2) 評議員 の定例評議員会への出席 1回当たり 30,000円 以内

但し、評議員が臨時評議員会へ出席及び、監事が評議員会へ出席した場合は別途費用弁償（交通費）として10,000円を支給する。

(3) 監事 の監事監査等（(1)を除く）への出席 1回当たり30,000円 以内

(4) 評議員選任・解任委員（外部委員のみ）の評議員選任・解任委員会への出席 1回あたり5,000円以内

	各年度の総額
評議員	162円
理事	288万円
監事	150万円
評議員選任・解任委員	3万円

第4条 (報酬等の支払い方法)

報酬等の支払いは、次のとおりとする。

(1) 第3条2項の役員等については、毎月1日に起算し、当月末日に締め切り、翌月5日

（当日が土・日曜日又は祝日の場合はその前日）に金融機関の口座に振り込む方法により支払う。なお、報酬は、源泉所得税を控除の上支給し、振込手数料は法人負担とする。

(2) 第3条3項の役員等については、その都度現金または翌月5日（当日が土・日曜日又は

祝日の場合はその前日)に金融機関の口座に振り込む方法により支払う。なお、報酬は源泉所得税を控除の上支給し、振込手数料は法人負担とする。

第5条(公表)

当法人は、本基準をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

第6条(改廃)

本基準の改廃は、評議員会の決議によって行う。

令和5年1月15日一部改訂